

第38回秋田県地方港湾審議会議事録

議事録署名人

高 橋 福 治



鈴 木 玲 子



令和2年1月23日

秋田県地方港湾審議会

1 開催日時 令和2年1月23日

開会 午後1時30分

閉会 午後2時30分

2 開催場所 議会棟2階 特別会議室

3 出席者

委員	成瀬 進	(一財)国際臨海開発研究センター調査役
"	梅森 栄利子	元大学講師
"	松橋 雅子	(一社)秋田県建築士会女性委員長
"	鈴木 玲子	元秋田港長期構想委員会委員
"	米沢 正	(株)マリーナ秋田 代表取締役
"	松島 輝	日本通運(株)秋田支店長
"	高橋 福治	秋田船川水先区水先人会会長
"	西宮 公平	秋田海陸運送(株)代表取締役社長
"	鈴木 紀彦	秋田地区港湾労働組合協議会議長
"	嶋田 康子	日の出運輸企業(株)代表取締役会長
"	仲村 こずえ	(株)レジーナ 貿易・開発部長
"	佐藤 克英(川上代理)	国土交通省東北地方整備局長
"	真崎 和彦(富岡代理)	第二管区海上保安本部秋田海上保安部長
"	吉田 耕一郎(兼平代理)	国土交通省東北運輸局長
"	堀地 徹(隅木代理)	財務省函館税関長
"	穂積 志(本間代理)	秋田市長
"	齊藤 滋宣	能代市長
"	菅原 広二(藤原代理)	男鹿市長
"	長谷部 誠(須藤代理)	由利本荘市長
"	今川 雄策	秋田県議会議員(建設委員長)
幹事	渡辺 淳一	国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所長
"	兼平 悟	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長
"	山本 敏博(隅木代理)	財務省函館税関秋田船川税關支署長
"	小林 賢太郎	秋田県建設部長
"	菅原 純	秋田県建設部港湾空港課長

4 議事次第

- 1) 開会挨拶（秋田県建設部長）
- 2) 議事
 1. 能代港
 - ・能代港港湾計画（改訂）について
 - ・計画段階評価について
 2. 秋田港
 - ・秋田港港湾計画（一部変更）について

- 3) 閉会挨拶（秋田県建設部港湾技監）

5 配布資料

- 1) 次第
- 2) 諒問文書
- 3) 能代港港湾計画（改訂）資料
 - ①概要説明資料
 - ②能代港港湾計画書（案）—改訂—
 - ③能代港港湾計画図（案）
 - ④能代港港湾計画資料（その1）（案）—改訂—
 - ⑤能代港港湾計画資料（その2）（案）—改訂—
 - ⑥関係機関との調整結果一覧表
 - ⑦計画段階評価説明資料（能代港）
- 4) 秋田港港湾計画（一部変更）資料
 - ①概要説明資料
 - ②秋田港港湾計画書（案）—一部変更—
 - ③秋田港港湾計画図（案）
 - ④秋田港港湾計画資料（案）—一部変更—
 - ⑤関係機関との調整結果一覧表（秋田港）
- 5) 秋田県地方港湾審議会条例関係
- 6) リーフレット
 - ①能代港
 - ②秋田港

6 議事経過の概要

事務局（永澤） 定刻となりましたので、ただ今から第38回秋田県地方港湾審議会を開催いたします。本日、司会を務めさせていただきます、秋田県港湾空港課の永澤と申します。よろしくお願ひいたします。本日の会議は公開により執り行い、議事録の取りまとめ等のために録音を行うこととしております。あらかじめご了承ください。

では初めに配付資料の確認をいたします。配付資料ですけれども、次第がございます。次第の後ろに出席者名簿を添付してございます。本日、加賀谷弘委員が急遽欠席となっております。資料の訂正をお願いします。

次に諮問文書がございます。A4縦の「写し」と書いた1枚の紙でございます。続きまして、能代港港湾計画改訂資料でございます。資料3-1といたしまして、A4横の能代港港湾計画改訂概要説明資料、それから資料3-2としまして、能代港港湾計画書（案）でございます。資料3-3は能代港港湾計画図（案）でございます。折ってありますA3横の資料です。資料3-4といたしまして、能代港港湾計画資料その1（案）、資料3-5が計画資料その2（案）でございます。

資料3-6でございますけれども、関係機関との調整結果一覧表、能代港。資料3-7ですけれども、計画段階評価ということで、A4カラーの国土交通省所管公共事業の事業評価についてと書いた資料でございます。以上が能代港港湾計画改訂資料でございます。

次に秋田港港湾計画一部変更資料でございます。資料4-1といたしまして、秋田港港湾計画一部変更概要説明資料、A4横の資料でございます。資料4-2といたしまして秋田港港湾計画書（案）でございます。資料4-3としまして、秋田港港湾計画図（案）でございます。開くとA3横になる資料でございます。それから資料4-4でございますけれども、秋田港港湾計画資料（案）でございます。資料4-5といたしまして関係機関との調整結果一覧表、秋田港でございます。

その次に秋田県地方港湾審議会条例関係ということで、A4縦の資料です。この後ろに審議会の運営規程が付いてございます。最後になりますが、能代港のリーフレット、秋田港のリーフレットを今回、配付資料としております。

資料に不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次第に沿って進めてまいります。審議会の開催に当たりまして、秋田県建設部長の小林よりご挨拶を申し上げます。

小林幹事 秋田県建設部長の小林と申します。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より秋田県の港湾行政をはじめとする建設行政の推進に当たりまして、格段のご指導とご理解を賜っていることにつきましてもお礼を申し上げます。

県では、県政の指針となる第3期ふるさと秋田元気創造プランに港湾の機能強化ということを、未来への投資という考え方の下、最重要のインフラ整備の課題と位置づけているところであります。また、洋上風力発電につきましても地域経済を牽引する成長分野として大いに期待しているところであります。今回、一昨年に一般海域の洋上風力発電を促進するための法律ができたことに加えまして、昨年の臨時国会では港湾法の改正によりまして、洋上風力発電の基地港を位置付けるという制度も整えられたところであります。風況の良い我が県にとって、大きな追い風となっているところであります。

今回もそのような洋上風力発電に対応するための港湾計画の改訂と一部変更を行ないたいと考えております。今回の計画変更に当たりましては、地元の能代市さんをはじめとする、港湾がある

沿岸市のみならず、内陸の市町村も大いに期待しているところであります。本日は能代港の港湾計画の改訂と秋田港の一部変更につきましてご審議くださるよう、よろしくお願ひ申し上げます。

事務局（永澤） 続きまして、前回の審議会以降に変更になった委員および幹事についてご説明いたします。委員3名、幹事2名の方が変更になっております。国土交通省東北地方整備局長の高田昌行委員が佐藤克英委員に、財務省函館税関長の鶴巻嘉一委員が堀地徹委員に、秋田県議会議員の原幸子委員が今川雄策委員に、国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所長の松渕知幹事が渡辺淳一幹事に、秋田県建設部長の小川智弘幹事が小林賢太郎幹事に、以上5名の方がそれぞれ変更になってございます。

それでは議事に入ります前に、事務局から本日の会議の出席状況の報告をお願いします。

事務局（川村） 委員22名のうち、代理の皆さまを含む20名の出席により過半数となっておりますので、秋田県地方港湾審議会条例第5条により本審議会は成立することをご報告いたします。

事務局（永澤） 報告のとおり本審議会については成立しておりますので次に進めさせていただきます。それでは成瀬会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。なお、ご質問等の発言に当たっては議長の了解を得てからマイクを使用して行ってくださいるようお願い申し上げます。

成瀬会長 分かりました。それでは議事を進めたいと思います。皆さまのご協力をいただきながら進めたいと思いますのでよろしくお願ひをいたします。最初に議事に入る前に、秋田県地方港湾審議会運営規程第9条第2項に基づきまして、議事録の署名人を決めなければいけません。私のほうから僭越でございますけれども指名をさせていただきたいと思います。署名人に鈴木玲子委員と、それと高橋福治委員にお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

それでは議事に入ります。資料に、知事から港湾審議会宛ての諮問文がありますが、今日の議題はここに書いてございますように、能代港及び秋田港の管理者である秋田県知事から諮問を受けているわけですけれども、能代港の港湾計画の改訂、それと同じく能代港の計画段階評価、それと秋田港港湾計画の一部変更という3つの項目がございます。今からこの3項目につきまして、時間の関係もありますのでまとめて、連続して事務局から説明をいたします。その後にこれらに対するご質問ですとか、あるいはご意見等があればいただきたいと思います。そのご意見をお聞きした上で審議会として答申を出したいと思っております。このように進めていきます。

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局（伊藤） 事務局を担当しております伊藤と申します。私から能代港の港湾計画の改訂と計画段階評価、それから秋田港の港湾計画の一部変更の内容について説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。なお、議員の皆さんに事前にていきました説明後、関係機関との協議により修正箇所がございましたので、本日配付しております資料で修正の説明とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【能代港港湾計画改訂】初めに能代港の港湾計画の改訂でございます。内容についてはお手元に配付しております、右肩に資料3の1と記載されております能代港港湾計画改訂概要説明書、A4のものでございます。資料3の2と記載してございます能代港港湾計画書（案）に基づき説明させていただきます。まず計画書（案）の表紙をおめくりください。

能代港の港湾の整備につきましては、平成4年8月に改訂した計画に基づき行われております。その後、平成21年、26年に変更しております、今回はこの計画を改訂するものでございます。次に計画書（案）の目次の次の1ページをお開きください。併せて説明資料の1ページをご覧ください。港湾計画の方針が記載しております。1として能代港への要請でございます。最初に能代港の歴史の概要が記載されておりまして、次の2から3段目に現状を記載しております。

続いて中ほど4段目、説明資料は下線・太字となっておりますが、能代港への要請として、複数の海上風力発電事業計画に近接しているポテンシャルを活かして、海洋再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための拠点としての役割が求められており、そのため周辺で計画されている海上風力発電の設置および維持管理を安定して行うための埠頭再編および機能強化を図ることが必要とされています。次に、地域産業の活性化に資する港づくりという観点では、将来バルク貨物等を踏まえた土地需要へ柔軟に対応することが必要であるとされております。続いて下から2行目の、災害に強い港づくりという観点でございますが、大規模地震発生時の対応を目的とした耐震強化岸壁の整備が必要であるとされております。

計画書（案）の2ページと説明資料の2ページをご覧ください。2の港湾計画の方針としまして、地域産業の振興に貢献するとともに、再生可能エネルギー拠点としての機能強化を目指し、2030年代半ばを目標年次として4つの方針を定め、港湾計画を改訂します。1つ目は海上風力発電の設置および維持管理拠点の建設でございます。先に説明しました要請にもありましたとおり、複数の海上風力発電事業計画に近接しているポテンシャルを活かして、海洋再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための拠点としての役割が期待されておりましたことから、海上風力発電の設置、維持管理に対応した環境の提供と、港湾空間の有効活用を行うことにより、海上風力発電の拠点を形成することを目指します。

2つ目は地域産業を支える物流・生産拠点の形成でございます。現在も取り扱われております貨物を引き続き安定的に取り扱うことで、地域産業を支える機能が求められておりましたことから、地域産業の持続的発展や競争力強化に資する物流基盤および生産基盤を強化することを目指します。

3つ目は住民・産業を守る防災機能の充実でございます。大規模災害が発生した際、港湾は緊急物資を背後圏域に安定的に供給する機能が求められます。このことから、大規模災害時において県民の暮らしや来訪者の安全・安心を守るとともに、産業の自然災害リスクを低減することを目指します。

4つ目は、住民が親しめる親水空間の確保でございます。港湾は物流機能以外にも交流環境の提供やレクリエーション等のにぎわいの機能も求められることから、地域住民の暮らしに憩いと癒やしを提供しつつ、海洋性レクリエーションを安全に楽しめる親水空間を確保することを目指します。これら4つの方針に基づき港湾計画を策定します。

次に改訂のポイントについてご説明します。説明資料の3ページ、次のページをご覧ください。大森地区の変更でございます。中ほどにあります2枚の航空写真は大森埠頭のものでございます。左側は既定計画、右側は今回変更される計画でございます。大森地区では海上風力発電部材を輸送する船舶の係留施設、荷さばき、一時保管、組み立てを行うヤードを確保するため、岸壁の増深、延長、埠頭用地の拡張を計画します。大森地区の変更点は4点ございます。

1点目は埠頭用地の拡張でございます。現在の大森埠頭は能代港の物流機能を主に担っております

ですが、埠頭用地が狭隘であることが課題でございます。さらに今後、洋上風力発電設備の設置のための拠点としても活用されることが見込まれておりますことから、埠頭用地の南側の水域、写真の左側の場所でございますが、こちらを活用し、埠頭用地の拡張を計画します。

2点目は岸壁の増深と延長でございます。下ほどのほうに船の写真がございますが、洋上風力発電部材の輸送に想定されている貨物船でございまして、これらの船舶が係留するためには岸壁延長が230m、水深12mが必要であるとされています。このことから船舶が係留可能となるよう、既定計画の写真右側にございます水深7.5m岸壁2バース、延長130mを、水深12m岸壁1バース、延長230mに変更します。

3点目は大森埠頭の中央部にある漁船だまりの埋め立てによる埠頭用地の拡張でございます。現在、この漁船だまりによりまして大森埠頭は東西に分断されております。このことにより一体的な利用が困難となっておりますことから、漁船だまりの埋め立てを計画します。

説明資料、次のページ、4ページをご覧ください。4点目でございます。耐震強化岸壁の位置の変更でございます。大森埠頭の利用形態の見直しによりまして、既定計画で水深7.5m岸壁に耐震強化岸壁を計画されていたものを、水深10m岸壁に位置を変更するものでございます。説明資料、次のページ、5ページをご覧ください。下浜・中島地区の変更でございます。大森地区で埋め立てられます漁船だまりの代替機能として、下浜・中島地区において小型船だまりを計画し、大森地区の漁船を集約することを計画します。旧水面貯木場として活用されていた水域、写真の下側になりますが、その部分を埋め立てまして、埋め立てられた西側に必要な規模の施設を計画するものでございます。変更のポイントは以上でございます。

計画書（案）の3ページおよび説明資料の6ページをご覧ください。港湾空間のゾーニングでございます。各地区の空間利用方針を、青色で物流関連ゾーン、黄色で生産関連ゾーン、赤色で船だまり関連ゾーン、灰色でエネルギー関連ゾーン、緑色で緑地・レクリエーションゾーンをお示ししております。

計画書（案）の4ページ、および説明資料の7ページをご覧ください。港湾の能力でございます。目標年次における取扱い貨物量、船舶乗降旅客数は、それぞれ外貿貨物が450万トン、内貿貨物が80万トンで、取り扱い貨物量の合計は530万トン、船舶乗降旅客数は0.2万人、2,000人と定めてございます。

計画書（案）の5ページ、および説明資料の8ページをご覧ください。港湾施設の規模および配置でございます。1として公共埠頭計画です。大森地区では再利用資材や砂利、砂等の内外貿貨物を取り扱うとともに、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置および維持管理の拠点を形成するため、水深12m岸壁1バース、延長230mを既定計画の変更として計画しております。また、埠頭用地は22haを追加し、42haとしてございます。

計画書（案）の6ページ、および説明資料の9ページをご覧ください。2として専用埠頭計画で能代火力発電所の専用施設を記載してございます。該当施設については青線で囲んでおりますが、こちらについては変更なく、既定計画どおりでございます。

計画書（案）の7ページ、8ページ、および説明資料の10ページをご覧ください。水域施設計画でございます。係留施設を含む埠頭計画に対応するため、泊地および航路・泊地を計画するもので、説明資料の青線で示している箇所が変更箇所でございます。水深12m、岸壁1バース、延長230mに

変更された係留施設に対応し、泊地および航路泊地の計画を変更してございます。

計画書（案）の9ページ、および説明資料の11ページをご覧ください。4の小型船だまり計画でございます。大森地区、漁船だまり埋め立てによる施設の廃止に伴いまして、係留していた漁船等を中島地区へ集約を図るため、必要施設を計画するものでございます。大森地区の水深4m物揚場、延長420mおよび船揚場、延長100mを廃止します。また、下浜・中島地区に泊地水深2~3mを既設の変更計画として、物揚場、水深3m、延長175mを同じく既設の変更計画として、物揚場、水深2m、延長145mを新規計画として、対岸にうつりまして物揚場、水深2m、延長230mを既設の変更計画として、船揚場、延長40mを新規計画として計画しております。小型船だまりに付随します埠頭用地は3ha追加し、7haとしております。

計画書（案）の11ページ、および説明資料の12ページをご覧ください。5の臨港交通施設計画でございます。赤色の点線で示されております下浜地区と中島地区を結ぶ臨港道路、中島下浜線につきまして、需要の変化に伴い計画を削除するものでございます。

計画書（案）の12ページ、および説明資料の13ページをご覧ください。港湾の環境の整備および保全でございます。1として廃棄物処理計画がございますが、こちらについては変更なく既定計画どおりでございます。同じく計画書（案）12ページの下段、および説明資料の14ページをご覧ください。2の港湾環境整備施設計画でございます。変更箇所は説明資料の青線で示している箇所でございます。中島地区および大森地区の緑地計画を変更してございます。中島地区につきましては先に説明しました臨港道路、中島下浜線の削除により、臨港道路分を緑地に編入したことによる面積の変更であり、中島地区における緑地計画に大きな変更はございません。また、大森地区では土地需要の変化を踏まえ、緑地4haを廃止します。

計画書（案）の13ページと説明資料の15ページをご覧ください。土地造成および土地利用計画でございます。今まで説明した内容を土地造成計画、土地利用計画に分けて表に整理されたページでございます。土地造成計画および土地利用計画の主な変更内容については、説明資料に記載のとおりでございます。

計画書（案）の14ページと説明資料の16ページをご覧ください。港湾の効率的な運営に関する事項でございます。1としまして、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置および維持管理の拠点を形成する区域についてでございます。ここではこの拠点を形成するために必要な施設として、大森地区の岸壁1バース、水深12m、延長230m、埠頭用地8haを再度掲載してございます。この拠点を形成するように措置する区域につきましては説明資料に記載されており、計画図上に緑色の実線で囲まれ、示しております。

計画書（案）の15ページと説明資料の17ページをご覧ください。ここでは国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設として、大森地区の岸壁1バース、泊地および航路泊地を再度掲載してございます。同じく計画書（案）15ページの下段と説明資料の18ページをご覧ください。ここでは大規模地震対策施設計画を記述してございます。緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設としまして、大森地区、水深10m、岸壁1バース、延長185m、および臨港道路大森1号線を位置付けてございます。なお、これに伴い、もともと位置付けられておりました水深7.5m、岸壁1バース、延長130mの耐震計画については削除します。

計画書（案）の16ページと説明資料の19ページをご覧ください。船舶の物資補給等のための施

設として、中島地区岸壁水深7.5m岸壁2バース、延長260mを物資補給岸壁として位置付けております。同じく計画書16ページの中段と説明資料の20ページをご覧ください。ここでは廃棄物処理の対応について記述しております。港湾で発生する浚渫土および港湾内に仮置きされている残土等の処理に関して、大森地区23ha、中島地区8haの土地造成において、これら156万m³の土砂を埋め立てに再利用し、処理することを計画してございます。

同じく計画書の16ページの下段と説明資料の21ページをご覧ください。ここでは再生可能エネルギー源を利活用する区域の指定について記述してございます。港湾内洋上風力発電設備が設置される区域でございますが、変更なく既定計画どおりでございます。

なお、環境についても環境影響評価を実施し、予測と評価について、周辺環境に及ぼす影響について検討しております。その結果、その影響は軽微なものであると考えられ、その内容については関係機関の同意を得ておりますことを報告します。

最後に、今回の港湾計画の改訂に当たりまして、関係機関に意見照会をしております。右肩に資料3-6と記載しております関係機関の調整結果一覧表にその結果をまとめております。その結果につきまして、照会先からは、意見はありません、あるいは異議ありませんとの回答をいただいておりますことを併せてご報告します。以上、能代港の港湾計画の改訂についてご説明を申し上げました。

【能代港計画段階評価】次に能代港の計画段階評価でございます。内容につきましてはお手元に配付しております、右肩に資料3-7と記載しております計画段階評価の資料、資料のタイトル、国土交通省所管、公共事業の事業評価と書いてある資料で説明します。資料の1ページ目は事業評価についての説明資料でございます。上段をご覧ください。事業評価は、公共事業の効率性およびその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的に実施しており、事業進捗段階により計画段階評価、新規事業採択時評価、再評価、事後評価に区分されます。今回説明しますのは、このうちの計画段階において行われます計画段階評価についてでございます。下段をご覧ください。

計画段階評価は事業の必要性や妥当性を検討するため、地域の課題や達成すべき目標を明確化し、各委員の皆さんからのご意見を踏まえ、複数案の比較・評価を実施した上で事業ごとに方針を決定するものでございます。今回評価します施設は能代港大森地区でございます。1枚おめくりいただきまして2ページ目をご覧ください。

計画段階評価対応方針資料でございます。大森地区の計画段階評価について説明します。大森地区の解決すべき課題として、能代港沿岸域において大型洋上風車の建設計画が進められており、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置および維持管理の拠点を形成する必要があることが挙げられております。

この課題に対応するため、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置および維持管理の拠点の形成を目標としまして、下の左側の図、大森地区、-13m岸壁南側に-12m岸壁を新たに整備する案①の大森地区-12m岸壁の新設。中央の図、大森地区北側の護岸を改良し、-12m岸壁を整備する、案②の大森地区護岸改良。右側の図、大森地区-10m岸壁を改良し、-12m岸壁を整備する案③の大森地区-10m岸壁改良の3案につきまして、概算コスト、供用までの期間等の運用上の課題について比較検討しております。その結果、案②による対策が優位であると考えられることから妥当としております。簡単ではございますが事業評価における計画段階評価についてご説明申し上げました。

【秋田港計画一部変更】最後に秋田港の港湾計画の一部変更でございます。内容につきましてはお手元に配付しております、右肩に資料4-①と記載されております、秋田港港湾計画概要説明資料、A5の横の資料と、資料4-②と記載されております、秋田港港湾計画書（案）、A4の資料に基づきまして説明します。

計画書（案）の表紙をおめくりください。秋田港の港湾整備は平成31年3月の交通政策審議会、第74回港湾分科会を経て一部変更されました計画に基づき行なわれております。今回はその計画の一部を変更するものでございます。次に、目次の次の1ページをお開き願います。併せて説明資料の1ページの上段をご覧ください。今回計画を変更する理由を記載してございます。変更理由は2点ございます。1点目でございますが、飯島地区において海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置および維持管理の拠点を形成する区域を計画すること。2点目は、その他道路（都市計画道路）の変更に伴いまして、土地利用計画を変更すること。この2点が変更の理由でございます。

次に港湾計画の方針でございます。今回の変更に伴いまして、環境問題の解決に貢献する港づくりとし、洋上風力発電の建設、メンテナンスに対応した環境の提供を行なうことにより、海洋再生可能エネルギー発電設備の導入や、関連産業の立地を促進し、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置および維持管理の拠点を形成することを、港湾の機能や港湾設備の利用等に関する新たな方針として定めます。

説明資料の2ページをご覧ください。今回変更します地区の飯島地区と大浜地区をオレンジ着色で示しております。変更となる範囲は赤丸で示している範囲でございます。計画書（案）の5ページにも同様の図がございます。次に計画書（案）の2ページと説明資料の3ページをご覧ください。港湾施設の規模および配置でございます。ここには公共埠頭計画について記述されております。説明資料左側の図面が既定計画、右側が今回変更される計画でございます。変更箇所は青点線で囲まれた用地でございます。飯島地区において電気機械等の外内貿貨物を取り扱うとともに、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置および維持管理の拠点を形成するために、港湾関連用地5haを埠頭用地に変更し、既設の埠頭用地と併せて13haとする既設の変更として計画してございます。水深12m岸壁1バース、延長230m、水深7.5m岸壁2バース260mは変更ございません。

計画書（案）の3ページと説明資料の4ページをご覧ください。土地造成および土地利用計画でございます。土地利用の変更は大浜地区と飯島地区の2地区でございます。大浜地区の変更は、大浜上新城線のルート変更に伴う土地利用計画の変更で、大浜地区の変更については、説明資料をご覧ください。説明資料の図の茶色の線が大浜上新城線のルートでございますが、このルートが青線で囲まれております工業用地を通過するルートに変更となりましたことから工業用地の面積が減少するため、土地利用計画を変更します。これにより、対象工業用地の面積が101haから100.6haと変更になりますので、大浜地区全体の工業用地面積が152haから151.6haに変更となります。

説明資料の5ページをご覧ください。飯島地区の変更でございます。洋上風車部材取り扱いに対応するための変更で、公共埠頭計画の部分で説明した内容と重複しますが、既定計画の青線で囲まれている港湾関連用地5.3haを埠頭用地に変更します。これにより飯島地区全体の埠頭用地面積が10.3haから15.6haに変更となります。

計画書（案）の4ページと説明資料6ページをご覧ください。港湾の効率的な運営に関する事項で、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置および維持管理の拠点を形成する区域についてでご

ざいます。ここではこの拠点を形成するために必要な施設として、飯島地区の岸壁1バース、水深12m、延長230mと、埠頭用地8haを再度掲載してございます。能代港でも説明しましたが、この拠点を形成するように措置する区域については説明資料に記載されており、計画図上に緑色実線で囲まれ示されます。

最後に、今回の港湾計画の一部変更について、関係機関に意見照会をしております。右肩に資料4の⑤と記載されてございます関係機関の調整結果一覧表にその結果をまとめてございます。照会先からは、異議ありません、あるいは、意見はありませんの旨の回答をいただいておりますことを報告します。

以上、秋田港の計画の一部変更内容についてご説明申し上げました。これで能代港の港湾計画改訂と計画段階評価、秋田港の港湾計画一部変更について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

成瀬会長 どうもありがとうございました。3つ立て続けにご説明をいただいたので、少し頭が混乱するようなことがあるかもしれません、再生可能エネルギーの1つである海上風力発電の関連で、その基地を目指すということで、能代港および秋田港を整備していく、あるいは土地の利用を変えていくというものです。

それでは、能代港の計画改訂というのはかなり大きなポイント、内容でございますので、主にということで結構ですが、能代港、それから秋田港の順番でご意見、ご質問をいただければと思います。もちろん秋田港でもよろしいですが、能代港の説明に関して質問、あるいは内容に関してご意見等があればご発言をお願いいたします。よく分からぬということでも結構でございますので、何かご質問等があればよろしくお願ひします。

それでは最初に、私から少し質問をさせていただきます。計画の内容、直接の内容についてではないですが、このように能代・秋田港、両港でいろんな海上風力発電の基地としての整備あるいは準備を今、していらっしゃるわけですけども、具体的に秋田や能代でこの事業が動き出す、こういう基地というんですか、今の-12mの岸壁とか拡張した埠頭用地に風車とか、機材が並ぶのはいつ頃になる予定なのか。もちろん事業者の方がいらっしゃるのではっきりは分からないですが、どれくらいのスケジュールで今後、海上風力発電ができるというか整備がされていくのかということについてはいかがですか。お願ひします。

菅原幹事 今後の事業については、例えば能代港はこのような形で計画を変更いたしまして、具体的な施設整備が進んだところで活用ができるということになりますが、いつまでに整備できるかということは、なかなか現状では言えないところでございます。

一方、秋田港ですけれども、現在、港湾内の海上風力ということで、いわゆる丸紅さんを中心とする事業者が決定してございます。こちらは来年度の秋口ころから秋田港を活用して建設に入るということが今のところの計画と聞いております。その後港湾内の海上風車を完成させまして、令和4年度から発電事業を開始するという計画と聞いてございます。

成瀬会長 どうもありがとうございました。ほかの委員の方、何かご質問でも。いろいろ計画に関連するご質問でも結構でございますので、なんでも言っていただけるとありがたいのですが、ございませんか。西宮委員はございませんか。

西宮委員 西宮でございます。今回、非常に緻密にお書きいただいているので、特に質問はないの

ですが、なんでもとのことでしたので2点だけ、回答はなくても構いませんが、能代港でも秋田港でも将来的にタグボートの配置を、係留場所をどこになさるおつもりなのかということをご説明いただければ。例えば八戸港辺りでは津波が来てもタグボートが壊れないような施設を導入していましたので、防災の観点からもどうするのかというのが1点。

それから2点目は、最近、まだ東北はそれほどひどくないかもしれません、漁協さんでバンカリングをおやめになる傾向が出ています。そんな中で、将来的にどこで給油、船舶に対する給油を継続していかれるおつもり、計画なのか、主導していくおつもりなのか。この2点について教えていただければうれしく思います。

成瀬会長 ありがとうございました。それでは事務局から今のご質問、誰か。

白井秋田県建設部港湾技監 事務局の港湾技監、白井と申します。具体にタグボートの配置というご質問ですけれども、今後、こういった海上風力のプロジェクトが始まると、タグボートだけじゃなくて、さまざまな大きさの船、一番大きな船ではSEP船とか、あるいは大きな部材を運ぶ船、そういう船の配置等も考えていかなければいけないなと思っています。たくさんの船が使われるということですと、これはおそらく秋田港だけ、能代港だけという話にはならないと思いますので、そこは県の管理している3港、能代、秋田、船川と3つの港を見ながら、そういう船の配置を、具体的な事業の施工計画等をいただいてから事業者とより良い、安全な、適切な船の配置というものを考えていきたいなと思っています。

それとあと、バンカリングのお話でございますが、今回、能代港の図面のほうを見ていただきまと、施設配置の中で、こちらの概要説明資料でいいますと19ページの物資補給等のための施設を位置付けているところでございますけど、もともと既定計画では、これは埠頭用地として荷揚げする既定計画だったんですけども、それを今回、物資補給等の岸壁施設ということで、物資補給で水とか、もちろんバンカリングも含めて、そういう用途に使えるような形として今、計画をしておりますので、これを実際にどうするかは別にして、計画上は位置付けさせていただいているところでございます。

西宮委員 大変ありがとうございます。今、19ページの物資補給岸壁でバンカリングをというお話をいただいて大変心強く思っております。ぜひ、その際には消防法との兼ね合いで、一度にバンカー、給油できる、例えば陸上から船舶に対して給油することになりますと、1回辺りで給油できる量に大変厳しい規制があるものですから、その部分をなんとかきちんと給油ができるような道筋をつくっていただけると大変うれしく思います。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

成瀬会長 ありがとうございました。それでは嶋田委員。よろしくお願ひします。

嶋田委員 素人考えですけれども、この秋田にも能代にも海上風力ができる。海上風力というのはかなりの大きさのものになっていくと思います。それは素晴らしいことだと思いますけれども、それができるまでだいぶ時間も掛かる。港を変えてそれから造るというのは、だいぶ日数が掛かると思うんですね。そのときに、そのエネルギー、要するに電力とかの使い道、そういうのはどうなんでしょう。例えば今は、秋田の火力、それから能代の火力とかもある。その辺、素人としてどうなものなのかなという疑問があります。その増えたエネルギーを本当に使えるかどうか。

成瀬会長 そうですね、分かりました。それじゃあ事務局からお願ひできますか。

菅原幹事 いわゆる洋上風力発電で発電になった電力がどういう形で使われるかというご質問だというふうに承りましたけれども、今現在、秋田県内では、能代では石炭、また秋田では重油といった火力発電所が動いてございます。実際に今、東北電力さんで考えられておりますのは、基本的には能代火力発電所の石炭火力、こちらは3号機が今、試験運転中ということで、火力発電所を増強して発電を行うという計画を持ってございます。

それに対しまして秋田港の、いわゆる石油の火力発電、こちらは既存の設備の老朽化という問題がございまして、いずれそちらの発電をやめていくと伺っています。そういう意味で、そのような廃止される発電所の電力に換えて、洋上風力の実際の発電の開始時期とかそのようなものもあるかと思いますけれど、徐々に今回の再生可能エネルギーといったものに切り替えていくということを考えているのではないかと捉えております。

嶋田委員 ありがとうございます。

成瀬会長 再生可能エネルギーというのは、日本はそんなに多くなく、20%以下とかそのぐらいですが、カナダとかだと、カナダは水力発電が多いのですが、90%ぐらいは再生可能なのです。大きな川があるので、ダムを造って電力を起こしている水力発電が多いのです。だから日本もたぶん、すぐ駄目だとは言いませんけど、だんだんそういう将来に向けて、今お答えでおっしゃったように、なるべく石油とかを燃やすのはやめて、そういう再生可能エネルギーに移していくこうということだと思いますので、もちろんいろいろ電力が仮に上がれば、上がるというのは変ですけど需要が増えればまたどこかへ送電して、売電するということももちろんあると思いますけど、いろいろなものを組み合わせながらやっていただけたらと思います。どうもありがとうございました。

それではほかに何か、直接、計画内容に関わらなくても、せっかくの機会なので、何かご意見とか。

鈴木（紀）委員 鈴木と申します。秋田港の一部変更で説明があったと思うのですけれども、その中でコンテナターミナルから飯島地区や秋田北インターのほうに向かうのに、道路の変更があったと思うのですけども、今までの工業用地であります製錬さんの所を少し、10m、20m過ぎたところでまた右から左に曲がるという計画でいくと、この冬期間、それから交通量からいっても非常に危険なのです、ここは。

この箇所で、直角に曲がって直角に曲がって、そこから20mから30mの距離があっても、現実的に事故対策とかはどういうふうになるのかなと。信号を付けたりするのか。信号だと結構渋滞等が起きている場所ですし、冬期間はスリップ事故が頻発して、トラックも非常に多い。今見たらちょっと非常に近いなというイメージがありましたので、これからもし変えることができるのであれば、安全面でいくと見直してもらいたいなど、作業員としてもそういうふうに思うのですけども、いかがなのかなと。

成瀬会長 分かりました。直接、港湾管理者のご計画ではないとは思いますが、何か安全対策というのは考えていらっしゃいますか。

小林幹事 この県道の計画についてご説明申し上げますと、既に都市計画決定は行われていて、今、道路の詳細な設計を行っているところでございます。この工業用地にある秋田製錬さんとは今、いろいろ協議させていただいておりますが、道路が工業用地を分断することになりますので、その道路から工場の南側に出入口を検討しております、その具体的な配置計画なども協議させてい

ただいていて、工場から出入りする車が、現道の直角のところに、交通が集中しないような、安全を確保する検討をしているところでございます。

成瀬会長 いろいろ工場のことともお話し合いをされながら今、検討をしているということでございますので、また何かご意見があれば個別に言っていただければと思っております。それでは何か、ほかのご質問でもご意見でも、ございませんか。

松橋委員 松橋です。今回の変更について直接関係することではないのですが、なんでもいいとおっしゃっていたので。この審議会では洋上風力の風車を設置するエリアを決めるることはできますけれども、例えば、本来、こういうものを造るに当たっては、この港湾だけではなくて、いろんな部分が絡んで来ると思うんですね。特にこれだけ大きいものが造られていくとすれば、景観的な影響がすごく大きくあると思います。今でも飛行機から外を見ると、秋田の周辺は相当な風車が建っていますけれども、これからさらにまた増えていく。建築でも今、景観に対していろいろと制限があったりですか。ただ、制限という法律だけではなくて、やはりそれができることによってエネルギーも使えることになる。これは物理的にありがたいことではあるけれども、できたものが秋田の景観に影響を与えるようなことになってはいけないですし、そういうことに関して連携した取り組みがこれからされていくと思うのですけれども、もしそういったことの流れが少しあるようでしたら教えていただけだとありがとうございます。

成瀬会長 どうもありがとうございました。大事な問題だと思います。いかがですか。

菅原幹事 洋上風力の景観の関係のお話ということで承りましたけれども、港湾内での洋上風力を建てる範囲というのは、もうすでに既定の計画の中で秋田港、能代港、決まってございます。それと、今回のメインであります洋上風力の基地港という機能をこの計画の中に盛り込んでいるわけですけれども、まさに今、秋田県の一般海域に、いわゆる洋上風力をつくるための促進区域を指定するための協議会が開催されています。また、事業者さんも、いろいろ環境アセスとか、調査もしております。具体に建設までには、まだいろいろな段階がございますけれども、当然景観に対する配慮というのも、議論されると伺っております。

成瀬会長 どうもありがとうございました。さっきもどこかで話したのですが、デンマークとかだと結構、人の感じ方ですけども、きれいに見えるというか、機能美みたいなものに見える、見えないこともないということなのですが、今から建設に当たっていろいろ検討していただくということになると思うので、またいろいろとご指導をいただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは別の方、いらっしゃいませんでしょうか。何かご意見、質問を受けて答申をしなければいけないので、何か特に問題があるとかというようなご意見はございませんでしょうか。それではご意見がないようでございますので、写しがございますこの質問に関しまして、質問事項3つですね、能代港の港湾計画の改訂について、能代港の計画段階評価について、秋田港の港湾計画一部変更について、これに対して原案どおりで妥当であるという旨を知事に対して答申をしてよろしいでしょうか。

委員 【異議なし】

成瀬会長 どうもありがとうございます。それでは皆さんのご賛同をいただきましたので、原案どおりで妥当であるという旨の答申をいたします。どうもありがとうございました。

事務局（永澤） どうもありがとうございました。議事はこれにて終了させていただきます。閉会に当たり、秋田県建設部港湾技監の白井よりごあいさつを申し上げます。

白井技監 港湾技監の白井です。委員の皆さんにおかれましては本日、ご審議賜りましてありがとうございます。本日ご審議いただいた、この能代港と秋田港の港湾計画につきましては、今後、国のほうで、交通政策審議会のほうで議論していただいて、そちらで妥当というふうなご判断をいただいた上で正式な計画という形になります。

今回の計画ですけれども、わが国で、日本で初めてですけれども、港湾計画上、洋上風力の設置および維持管理の拠点を形成する区域という形になります。今後はこれを受けて、こういった洋上風車のためのいろいろな施設というものを着実に進めてまいりたい。もちろん実施するに当たっては地域の住民の皆さんとしっかりと対話を図りながらやっていきたいなというふうに思っているところでございます。

今後の計画ですけれども、2030年代を目標年次と書いてはおりますが、1日も早くこれらの、今日の事業、計画の内容を事業化して、着実に進めていきたいなと思っておりますので、皆さん方にはなお一層、ご協力よろしくお願いしたいと思います。終わりですけれども、成瀬会長をはじめ委員の皆さんにはご議論いただきまして感謝を申し上げますとともに、ますますのご健闘、ご活躍を心からお祈り申し上げまして閉会のあいさつとさせていただきたいと思います。本日はどうも、誠にありがとうございました。

事務局（永澤） 審議会はこれで終了いたします。ご審議ありがとうございました。

以 上